

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年六月二十日法律第六十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十条の規定 公布の日
- 二 附則第五条から第九条まで、第十一条及び第十三条の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日